

第4回後期高齢者医療運営懇談会次第

日 時：平成21年11月4日（水）

14：00～15：30

場 所：栃木県自治会館302会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会長の選出

4 議 題

(1) 後期高齢者医療制度の運営について

- ・ 制度施行後の見直し状況及び今後の動向
- ・ 事業の実施状況
- ・ 平成22、23年度の保険料

(2) その他

5 閉 会

後期高齢者医療運営懇談会委員名簿

(H21.9.1 現在)

区分	団体等	委員名	新規・継続
被保険者を代表する委員 (75歳以上の県民)	栃木県シルバー大学校 (受講者)	さいとう かおる 齋藤 馨	新規・ 継続
被保険者を代表する委員 (75歳以上の県民)	栃木県シルバー大学校 (受講者)	わたなべ きんご 渡部 金吾	新規 ・継続
被保険者を代表する委員 (75歳以上の県民)	栃木県老人クラブ連合会	きとう むつお 佐藤 六夫 [県老人クラブ連合会長]	新規・ 継続
被保険者を代表する委員 (75歳以上の県民)	栃木県シルバー人材 センター連合会	よしざわ あきら 吉澤 章 [県シルバー人材センター連合会理事] [さくら市シルバー人材センター理事長]	新規 ・継続
保険医又は保険薬剤師を 代表する委員	栃木県医師会	まえはら みさお 前原 操 [県医師会常任理事]	新規・ 継続
保険医又は保険薬剤師を 代表する委員	栃木県歯科医師会	かわらい しょうじ 瓦井 昭二 [県歯科医師会常務理事]	新規・ 継続
保険医又は保険薬剤師を 代表する委員	栃木県薬剤師会	わたなべ けんたろう 渡辺 建太郎 [県薬剤師会専務理事]	新規・ 継続
公益を代表する委員	広域連合議員	まつしま ふみ 松島 不三 [小山市議会議員]	新規・ 継続
公益を代表する委員	栃木県社会福祉協議会	すずき りょうしろう 鈴木 良四郎 [県社会福祉協議会常務理事]	新規・ 継続
被用者保険等保険者を代表 する委員	全国健康保険協会 栃木支部	くりた しょうじ 栗田 昭治 [全国健康保険協会栃木支部長]	新規 ・継続
被用者保険等保険者を代表 する委員	健康保険組合連合会 栃木連合会	たのべ みさお 田野辺 操 [栃木県石油業健康 保険組合常務理事]	新規・ 継続
学識経験者の委員	国際医療福祉大学	まるき かずしげ 丸木 一成 [医療福祉学部長]	新規 ・継続
学識経験者の委員	栃木県	ごとう としお 後藤 敏郎 [県保健福祉部国保医療課長]	新規 ・継続

第 4 回後期高齢者医療運営懇談会

資 料

平成 2 1 年 1 1 月 4 日

栃木県後期高齢者医療広域連合

【 目 次 】

I 制度施行後の見直し状況及び今後の動向

1	高齢者医療の歩み	1
2	制度施行後の見直し状況	2
	(1) 保険料の軽減対策	2
	(2) 納付方法の変更	2
	参考 都道府県別平均保険料額及び特別徴収切替件数	3
3	今後の動向	5

II 事業の実施状況

1	後期高齢者医療制度の被保険者	6
	(1) 被保険者の推移	6
	(2) 自己負担割合別被保険者数	7
2	療養給付費	8
	(1) 栃木県の現状	8
	(2) 医療費の比較	10
3	その他の給付の状況	16
	(1) 療養費	16
	(2) 葬祭費	17
4	医療費通知の状況	18
5	後期高齢者健康診査	20
	(1) 平成20年度健康診査実施状況	20
	(2) 平成21年度健康診査実施計画	21
6	広報活動の実施状況	22
	(1) 平成21年度の実施状況	22

III 平成22、23年度の保険料について

1	平成22、23年度の保険料について	23
	保険料額の算定（暫定額）	24

I 制度施行後の見直し状況 及び今後の動向

1 高齢者医療の歩み

昭48 老人医療費の無料化(70歳～) (自治体レベルでは昭和35年～)

- ・老人医療費が急増
 - ・高齢者の多い国保の運営厳しく
- 「サロン化・社会的入院」といった弊害の指摘もなされていた

昭58 老人保健法を制定(老健制度)

- ・患者負担の導入(外来1月4百円、入院1日3百円)

- ・高齢化の進展
- ・高齢者医療費の増加
- ・健保組合の拠出金の増大(収入に対する割合) 昭58(13%) → 平11(40%) → 平14(44%)

平9 政府や与党にて新しい制度の検討を開始

平11 ☆老健拠出金不払い運動(約97%・1739の健保組合)

平12 「平14には老健制度を廃止して新たな制度を」

(参厚労委附帯決議・共産党以外賛成)

約10年以上にわたる抜本改革の議論

平14 新制度まとまらず、次の課題に

- ・一部負担を定率1割に
- ・老健制度の対象年齢を引き上げ(70歳→75歳)(平19)
- ・公費負担割合の引き上げ(3割→5割)(平19)

平18 後期高齢者医療制度の創設

- ・広域連合の設立
- ・標準システムの構築
- ・被用者保険の被扶養者に対する特別措置

平20 制度施行

- ・低所得者に対する保険料の軽減
 - 均等割額の7割軽減該当者に対し、8.5割軽減の実施
 - 所得割額の50%軽減の実施
- ・被扶養者均等割額の半年間凍結と9割軽減の実施
- ・年金天引と口座振替納付の選択制の導入

平21 負担軽減等の特別対策

- ・低所得者に対する保険料の軽減
 - 均等割額の9割軽減の実施
 - (7割軽減該当者のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯)
 - 均等割額の7割軽減該当者に対し、8.5割軽減の実施
 - 所得割額の50%軽減の継続
- ・被扶養者均等割額9割軽減の継続
- ・年金天引から口座振替納付に変更する際の要件の撤廃

2 制度施行後の見直し状況

(1) 保険料の軽減対策

低所得者に対する保険料負担の軽減措置については、制度の円滑な施行を図ることを目的に各種の特別対策が平成20年度において実施されたところであり、平成21年度においては、均等割額9割軽減を新設し、総所得金額が58万円以下の方の所得割額を50%軽減とする措置を継続するとしたほか、均等割額7割軽減措置の対象者を8.5割軽減とする等のさらなる保険料負担の軽減措置が講じられた。

被保険者均等割額等の軽減

(平成21年7月末現在)

	該当者数	1人当たり軽減影響額	軽減影響額
9割軽減 (被保険者全員が年金収入80万円以下)	37,097人	7,600円	約2億8千万円
8.5割軽減 (7割軽減対象者)	25,974人	5,700円	約1億5千万円
所得割額の50%軽減 (総所得金額等が58万円以下)	18,703人	所得割額×50%	約1億8千万円
被用者保険の被扶養者は9割軽減	40,197人	10,063円	約4億円

《参考》 特別対策後平成20年度1人当たり平均保険料 50,011円

特別対策後平成21年度1人当たり平均保険料 48,939円

※次ページ参考資料1参照

(2) 納付方法の変更

特別徴収対象者の納付方法について、平成20年10月から申請により口座振替による納付方法への変更が選択できるようになった。

なお、申請者数は平成21年4月までの累計となっている。

(平成21年4月末現在)

4月特別徴収対象者 (A)	申請者数 (B)	切替割合 (B/(A+B))
113,423人	6,421人	5.4%

※次ページ参考資料2参照

《参考》 特別徴収と普通徴収の被保険者数に占める割合

年 度	被保険者数	特別徴収者		普通徴収者	
		人 数	割合	人 数	割合
平成20年7月末	208,994	183,396	87.8%	25,228	12.2%

【参考資料1】

都道府県別1人当たり平均保険料額

(単位：円)

都道府県名	平成20年度		平成21年度	
	1人当たり平均保険料額 (特別対策軽減後)	順位	1人当たり平均保険料額 (特別対策軽減後)	順位
1 北海道	64,162	12	62,217	12
2 青森県	41,678	44	39,975	44
3 岩手県	39,298	46	38,270	46
4 宮城県	53,285	24	52,308	26
5 秋田県	38,151	47	37,108	47
6 山形県	39,372	45	38,782	45
7 福島県	46,210	38	45,083	38
8 茨城県	50,384	32	49,660	31
9 栃木県	※平均保険料額 (軽減措置前) 69,600 50,011	34	48,939	34
10 群馬県	52,863	25	51,786	27
11 埼玉県	75,714	5	74,230	4
12 千葉県	65,390	10	64,279	10
13 東京都	87,318	2	84,274	2
14 神奈川県	88,221	1	85,890	1
15 新潟県	43,789	43	43,137	42
16 富山県	56,025	19	54,959	18
17 石川県	60,874	15	59,481	15
18 福井県	55,304	20	54,386	20
19 山梨県	47,936	36	46,325	36
20 長野県	46,970	37	45,770	37
21 岐阜県	56,042	18	54,576	19
22 静岡県	60,241	16	59,100	16
23 愛知県	76,032	4	73,998	5
24 三重県	50,122	33	49,321	33
25 滋賀県	55,186	21	54,369	21
26 京都府	72,558	7	70,665	7
27 大阪府	79,284	3	76,833	3
28 兵庫県	71,978	8	70,041	8
29 奈良県	63,664	13	62,202	13
30 和歌山県	52,030	28	50,196	29
31 鳥取県	49,339	35	48,097	35
32 島根県	43,875	42	43,067	43
33 岡山県	57,848	17	56,621	17
34 広島県	61,834	14	60,310	14
35 山口県	66,718	9	64,779	9
36 徳島県	45,994	39	44,913	39
37 香川県	65,243	11	63,540	11
38 愛媛県	51,554	30	49,801	30
39 高知県	52,826	26	52,331	25
40 福岡県	73,935	6	71,851	6
41 佐賀県	54,612	22	53,795	22
42 長崎県	50,824	31	49,334	32
43 熊本県	51,561	29	50,443	28
44 大分県	53,779	23	52,710	23
45 宮崎県	45,486	41	43,965	41
46 鹿児島県	45,718	40	44,215	40
47 沖縄県	52,537	27	52,510	24
平均	約 65,000		約 62,000	

【参考資料 2】

都道府県別特別徴収切替件数

(単位：人)

都道府県名	特別徴収件数 平成21年4月支給分	口座振替への切替により特別徴収を中止した件数		累計の 切替割合 (%)
		平成21年4月単月	平成20年10月からの累計	
1 北海道	252,862	11,693	33,087	11.6
2 青森県	78,429	1,985	2,548	3.1
3 岩手県	98,901	1,818	3,032	3.0
4 宮城県	136,102	290	2,103	1.5
5 秋田県	90,313	982	1,854	2.0
6 山形県	101,333	1,665	2,776	2.7
7 福島県	147,319	2,241	4,287	2.8
8 茨城県	165,429	3,456	6,066	3.5
9 栃木県	113,423	4,529	6,421	5.4
10 群馬県	114,756	2,435	4,470	3.7
11 埼玉県	257,174	12,783	30,703	10.7
12 千葉県	246,678	8,153	20,030	7.5
13 東京都	486,787	29,776	73,396	13.1
14 神奈川県	348,228	8,514	32,766	8.6
15 新潟県	181,582	4,543	8,874	4.7
16 富山県	83,235	2,412	3,855	4.4
17 石川県	69,167	3,991	5,619	7.5
18 福井県	56,343	2,402	3,300	5.5
19 山梨県	53,058	2,092	2,993	5.3
20 長野県	156,652	7,268	13,240	7.8
21 岐阜県	125,410	3,694	5,802	4.4
22 静岡県	223,148	5,746	23,060	9.4
23 愛知県	318,099	12,104	26,681	7.7
24 三重県	103,873	3,580	6,366	5.8
25 滋賀県	77,319	713	3,751	4.6
26 京都府	122,891	5,111	9,134	6.9
27 大阪府	333,867	14,306	25,553	7.1
28 兵庫県	260,233	11,493	22,628	8.0
29 奈良県	72,579	4,182	6,555	8.3
30 和歌山県	58,018	3,312	4,988	7.9
31 鳥取県	41,706	1,469	2,167	4.9
32 島根県	58,025	1,420	2,629	4.3
33 岡山県	115,664	3,579	7,237	5.9
34 広島県	151,277	5,343	10,952	6.8
35 山口県	88,979	2,741	6,262	6.6
36 徳島県	54,877	2,353	3,353	5.8
37 香川県	54,967	3,120	5,058	8.4
38 愛媛県	81,812	5,735	9,770	10.7
39 高知県	44,612	2,386	3,261	6.8
40 福岡県	248,632	8,294	17,869	6.7
41 佐賀県	51,199	1,219	2,870	5.3
42 長崎県	91,001	1,993	3,286	3.5
43 熊本県	108,832	4,029	6,169	5.4
44 大分県	76,196	1,839	4,506	5.6
45 宮崎県	59,025	1,870	2,824	4.6
46 鹿児島県	98,684	2,929	5,005	4.8
47 沖縄県	41,889	1,136	2,559	5.8
合計	6,400,585	228,724	491,715	7.1

3 今後の動向

- 衆議院議員総選挙（平成21年8月30日）
 - ・政策のひとつに、「後期高齢者医療制度を廃止し、国民皆保険制度を守る」をマニフェストに掲げる民主党が過半数を獲得する。

- 「後期高齢者医療制度の堅持及び改善に関する決議」（平成21年9月5日）

京都府後期高齢者医療広域連合議会

（要旨）制度の度重なる大幅な見直しは高齢者や現場に大きな混乱が生じることを懸念し、制度を堅持と安定化のための改善等を強く求める。

- 長妻昭厚生労働大臣就任談話（要旨）
 - ・民主党マニフェストのとおり、後期高齢者医療制度を廃止する。年齢で区分をして、一つの保険制度に入れるのは無理がある。現状把握の上、詳細に制度設計を作り上げる。（平成21年9月16日）
 - ・現行制度を廃止し、元の制度に戻した後に新しい制度に移行する方法と、廃止と合わせて新しい制度に移行する方法、それぞれのメリット・デメリットを整理、検討を行う。（平成21年9月17日）
 - ・制度を廃止して保険料が上がる人がいないようにするため、財政措置の考え方を、連立政権の中で議論していく。（平成21年9月18日／メディアファックス掲載記事）

- 「後期高齢者医療制度の堅持に関する意見書」（平成21年9月18日）大田原市議会
（要旨）再び多大なる負担と混乱が生じることを懸念し、制度の安定的定着のために必要な見直しを加えながら制度の堅持を求めた意見書を提出

- 「鳩山新内閣発足にあたっての要請」（平成21年9月28日）

全国市長会

（要旨）定着しつつある後期高齢者医療制度を性急に廃止することは、現場に大きな混乱をもたらすので、当面は現行制度を維持し、国などを保険者とする医療保険制度の一本化の道筋に沿った抜本的な医療保険制度改革を検討するよう要請

- 「後期高齢者医療制度に関する要望書」（平成21年9月30日）

全国後期高齢者医療広域連合協議会

（要旨）制度の根幹の維持を求めながら、現行制度を廃止し新制度へ移行する場合の配慮されるよう、政府へ要望書を提出

- 長妻厚生労働大臣方針「後期高齢者」当面維持

（平成21年10月4日／読売新聞掲載記事）

（要旨）後期高齢者医療制度について、もとの老人保健制度は復活させず、新制度を創設するとともに、22年度中の現行制度の廃止は断念する。

- 「後期高齢者医療制度に関する意見書」（平成21年10月23日）

栃木県後期高齢者医療広域連合議会

（要旨）後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険として一元的運用が図られるまでの間は、現行制度を堅持することなどを求めた意見書を提出

Ⅱ 事業の実施状況

1 後期高齢者医療制度の被保険者

(1) 被保険者の推移

【図表 1】 老人保健制度の対象人数

区 分	年度平均対象人員数	(再掲) 障害認定者数
		平成 15 年度
平成 16 年度	236, 972 人	5, 954 人
平成 17 年度	225, 690 人	6, 907 人
平成 18 年度	214, 598 人	7, 873 人
平成 19 年度	205, 351 人	8, 800 人

※ 資料 栃木県国保医療課「老人医療年報」

※ 年度平均対象人員数が毎年減少しているのは、老人保健法の一部改正により平成 14 年 10 月から対象年齢が 70 歳から 75 歳へ 5 年間で引き上げているためである。

※ 年度平均対象人員・・・各月末現在の老人医療対象者数の合計を 12 で除した数

【図表 2】 後期高齢者医療制度の被保険者数

区 分	被保険者数	(再掲) 障害認定者数
		平成 20 年度

※ 被保険者数・・・平成 20 年 4 月から 21 年 2 月までの各月平均被保険者数

【図表 3】 後期高齢者医療制度の被保険者数

区 分	被保険者数 (障害認定者数)		対前年度同月比 (%)
	平成 20 年度 (人)	平成 21 年度 (人)	
4 月末現在	208, 149 (9, 005)	213, 765 (8, 730)	2.7 (▲3.1)
5 月末現在	208, 383 (9, 050)	213, 934 (8, 685)	2.7 (▲4.0)
6 月末現在	208, 635 (9, 073)	214, 129 (8, 678)	2.6 (▲4.3)
7 月末現在	208, 994 (9, 056)	214, 475 (8, 630)	2.6 (▲4.7)
8 月末現在	209, 390 (9, 028)	214, 793 (8, 596)	2.6 (▲4.8)

※ 障害認定者数は被保険者数の内数である。

(2) 自己負担割合別被保険者数

【図表4】

市町名	被保険者数 (人)	1割負担 (人)	構成率 (%)	3割負担 (人)	構成率 (%)
宇都宮市	43,684	39,569	90.6	4,115	9.4
足利市	18,500	17,430	94.2	1,070	5.8
栃木市	10,259	9,518	92.8	741	7.2
佐野市	15,067	14,261	94.7	806	5.3
鹿沼市	12,452	11,732	94.2	720	5.8
日光市	12,872	12,235	95.1	637	4.9
小山市	13,574	12,659	93.3	915	6.7
真岡市	8,168	7,723	94.6	445	5.4
大田原市	8,899	8,505	95.6	394	4.4
矢板市	3,986	3,803	95.4	183	4.6
那須塩原市	10,422	9,815	94.2	607	5.8
さくら市	4,585	4,348	94.8	237	5.2
那須烏山市	4,763	4,602	96.6	161	3.4
下野市	5,361	4,998	93.2	363	6.8
上三川町	2,654	2,515	94.8	139	5.2
西方町	954	926	97.1	28	2.9
益子町	2,900	2,809	96.9	91	3.1
茂木町	3,015	2,923	96.9	92	3.1
市貝町	1,574	1,527	97.0	47	3.0
芳賀町	2,288	2,231	97.5	57	2.5
壬生町	3,990	3,781	94.8	209	5.2
野木町	2,276	2,177	95.7	99	4.3
大平町	2,620	2,511	95.8	109	4.2
藤岡町	2,550	2,482	97.3	68	2.7
岩舟町	2,325	2,242	96.4	83	3.6
都賀町	1,590	1,533	96.4	57	3.6
塩谷町	2,022	1,982	98.0	40	2.0
高根沢町	3,125	2,995	95.8	130	4.2
那須町	3,909	3,786	96.9	123	3.1
那珂川町	3,381	3,311	97.9	70	2.1
計	213,765	200,929	94.0	12,836	6.0

※ 被保険者数…平成21年4月末現在の被保険者

※ 3割負担…原則として、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者がいる者

※ 1割負担…3割負担以外の者

2 療養給付費

(1) 栃木県の状況

①老人保健制度の実績

【図表 5】

(単位:人、件、円)

年 度	年度平均 対象人員数	療養の給付		1人当たり医療費	
		件数	医療費	年額	1ヶ月平均
平成15年度	248,173	5,710,571	160,608,157,164	647,162	53,930
平成16年度	236,972	5,588,877	159,242,401,961	671,988	55,999
平成17年度	225,690	5,452,545	159,186,690,868	705,333	58,778
平成18年度	214,598	5,314,504	152,692,160,100	711,526	59,294
平成19年度	205,351	5,175,107	153,497,825,917	747,490	62,291

※資料:栃木県国保医療課「老人医療年報」

※医療保険制度における年度は、毎年3月診療(4月請求分)～翌年2月診療(3月請求分)までの12ヶ月である。

※「療養の給付」は、入院、入院外及び歯科の診療費のほか、調剤、食事(生活)療養費、訪問看護療養費を含む。

※「医療費」は、被保険者の一部負担金(自己負担)を含む医療に要する費用の総額である。

②後期高齢者医療制度の状況

【図表 6】

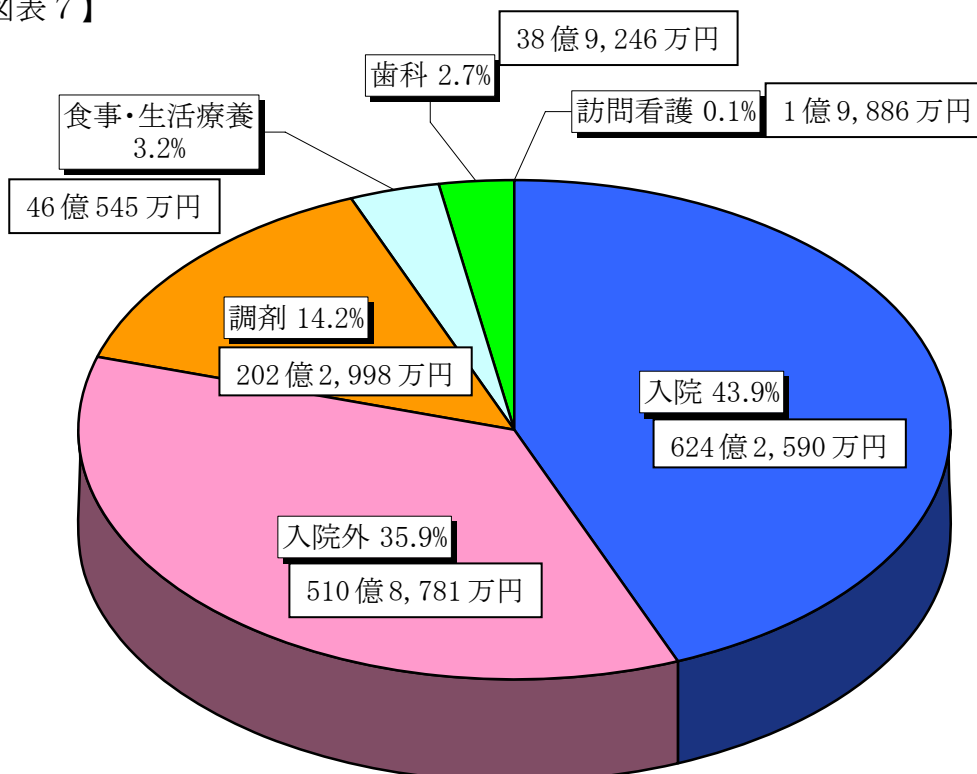
(単位:人、件、円、%)

診療年度 または月	被保険者数	療養の給付		1人当たり医療費	
		件数	医療費	年額 または月額	対前年同月比 の増減率
平成20年度	210,013	4,852,809	142,440,461,012	678,246	
平成21年3月	213,466	457,895	13,854,330,504	64,902	2.1
4月	213,765	458,728	13,510,965,818	63,205	6.6
5月	213,934	453,999	13,332,360,606	62,320	1.5
6月	214,129	468,597	13,581,400,968	63,426	3.4
7月	214,457	471,842	14,053,831,838	65,532	3.4
8月	214,793	457,273	13,461,228,804	62,671	3.7
1ヶ月平均	214,091	461,389	13,632,353,090	63,676	3.4

※後期高齢者医療制度における平成20年度は、平成20年4月診療(5月請求分)～平成21年2月診療(3月請求分)までの11ヶ月であり、「被保険者数」はその期間における1ヶ月の平均である。

③医療費の内訳と構成比（平成20年度）

【図表7】



④高額レセプトの状況

【図表8】

(単位:件、円、%)

診療年度 または月	8万点(80万円)以上のレセプト				40万点(400万円)以上のレセプト《再掲》		レセプト1件 の最高額
	件数	構成比	医療費	構成比	件数	医療費	
平成20年度	14,218	0.3	17,541,639,340	12.3	114	635,524,030	9,671,240
平成21年3月	1,449	0.3	1,816,685,260	13.1	14	70,461,610	6,781,630
4月	1,253	0.3	1,531,297,120	11.3	12	58,583,800	7,549,370
5月	1,341	0.3	1,650,574,790	12.4	20	99,891,660	6,231,790
6月	1,342	0.3	1,709,694,780	12.6	21	115,821,480	9,073,470
7月	1,479	0.3	1,848,033,860	13.1	17	91,447,690	7,697,400
1ヶ月平均	1,373		1,711,257,162		17	87,241,248	

※「レセプト」とは、保険医療機関・保険薬局等が、月の初日から末日までの間における患者ごとの診療内容及び診療報酬点数・金額を算定して保険者(広域連合)に提出する明細書である。

※「40万点(400万円)以上」の件数・費用額は、「8万点(80万円)以上のレセプト」の内数である。

※「構成比」は、療養の給付全体(図表6)の件数・費用額に占める割合を示す。

※広域連合の財政リスクを軽減するため、法令の規定により80万円を超える費用額については、国・県が4分の1ずつ負担する。

※40万点(400万円)以上のレセプトは、各都道府県から国保中央会に集約され、特別審査が行われている。

(2) 医療費の比較

①療養の給付の諸率 (平成 21 年 4 月診療分)

【図表 9】

区 分			全国平均 (A)	栃木県 (B)	比較(%) (B) / (A)		
(ア)	1人当たり医療費 (円)	合 計	73,263	63,204	86.3		
		内 訳	入 院	33,496	26,524	79.2	
			入院外	23,023	23,172	100.6	
			歯 科	2,347	1,805	76.9	
			調 剤	11,834	9,673	81.7	
			食事・生活療養	2,389	1,940	81.2	
			訪問看護	174	90	51.9	
(イ)	1人当たり日数 (日)	合 計	4.70	4.07	86.6		
	(処方箋枚数)	内 訳	入 院	1.36	1.15	84.4	
			入院外	2.98	2.64	88.7	
			歯 科	0.34	0.27	78.4	
			調 剤	1.18	0.94	79.8	
			(回数)	食事・生活療養	3.48	2.85	81.9
			1人当たり日数(日)	訪問看護	0.02	0.01	58.8
(ウ)	1日当たり医療費 (円)	合 計	15,588	12,684	81.4		
	(1枚当たり)	内 訳	入 院	24,591	23,165	94.2	
			入院外	7,736	8,767	113.3	
			歯 科	6,810	6,671	98.0	
			調 剤	10,041	10,259	102.2	
			(1回当たり)	食事・生活療養	686	681	99.2
			1日当たり医療費(円)	訪問看護	10,198	10,333	101.3

※資料:国民健康保険中央会「国保連合会審査支払業務統計」

※1人当たり日数の「調剤」は調剤報酬明細書における処方箋枚数を表し、「食事・生活療養」は入院時の食事回数を表す。

※医療費・日数ともに、老人保健制度の月遅れ請求(平成20年3月以前の診療分)を含む。

②都道府県別の医療費（平成20年度）

【図表10】

（構成比の単位：％）

区分	医療費（百万円）		平均被保険者数（人）		1人当たり医療費（円）			区分
		構成比		構成比	指数	順位		
全国	11,293,529	100.0	13,233,713	100.0	853,391	100.0	全国	
北海道	644,087	5.7	624,167	4.7	1,031,914	120.9	2 北海道	
青森県	130,625	1.2	170,047	1.3	768,169	90.0	37 青森県	
岩手県	133,474	1.2	186,062	1.4	717,365	84.1	45 岩手県	
宮城県	196,143	1.7	251,019	1.9	781,389	91.6	33 宮城県	
秋田県	130,254	1.2	169,412	1.3	768,860	90.1	36 秋田県	
山形県	131,946	1.2	177,979	1.3	741,360	86.9	43 山形県	
福島県	210,598	1.9	266,164	2.0	791,233	92.7	31 福島県	
茨城県	230,406	2.0	304,621	2.3	756,370	88.6	39 茨城県	
栃木県	156,821	1.4	210,301	1.6	745,697	87.4	40 栃木県	
群馬県	174,754	1.5	226,677	1.7	770,936	90.3	35 群馬県	
埼玉県	414,075	3.7	523,150	4.0	791,504	92.7	31 埼玉県	
千葉県	371,660	3.3	500,237	3.8	742,967	87.1	41 千葉県	
東京都	896,894	7.9	1,081,137	8.2	829,584	97.2	24 東京都	
神奈川県	550,525	4.9	694,519	5.2	792,672	92.9	30 神奈川県	
新潟県	227,686	2.0	323,980	2.4	702,778	82.4	47 新潟県	
富山県	116,663	1.0	146,773	1.1	794,850	93.1	29 富山県	
石川県	126,840	1.1	137,146	1.0	924,851	108.4	13 石川県	
福井県	87,176	0.8	105,344	0.8	827,536	97.0	25 福井県	
山梨県	82,330	0.7	108,110	0.8	761,540	89.2	38 山梨県	
長野県	214,854	1.9	301,699	2.3	712,147	83.4	46 長野県	
岐阜県	181,963	1.6	235,611	1.8	772,303	90.5	34 岐阜県	
静岡県	297,525	2.6	410,277	3.1	725,179	85.0	44 静岡県	
愛知県	528,667	4.7	625,521	4.7	845,163	99.0	21 愛知県	
三重県	157,586	1.4	212,356	1.6	742,083	87.0	42 三重県	
滋賀県	111,168	1.0	135,022	1.0	823,333	96.5	26 滋賀県	
京都府	249,479	2.2	271,400	2.1	919,231	107.7	14 京都府	
大阪府	717,148	6.4	736,210	5.6	974,108	114.1	6 大阪府	
兵庫県	496,888	4.4	566,073	4.3	877,782	102.9	18 兵庫県	
奈良県	121,669	1.1	145,051	1.1	838,802	98.3	22 奈良県	
和歌山県	114,094	1.0	136,178	1.0	837,831	98.2	23 和歌山県	
鳥取県	67,459	0.6	83,333	0.6	809,505	94.9	27 鳥取県	
島根県	94,993	0.8	117,375	0.9	809,314	94.8	28 島根県	
岡山県	214,492	1.9	239,729	1.8	894,726	104.8	15 岡山県	
広島県	321,103	2.8	324,458	2.5	989,658	116.0	4 広島県	
山口県	193,479	1.7	207,053	1.6	934,441	109.5	12 山口県	
徳島県	97,015	0.9	109,650	0.8	884,774	103.7	17 徳島県	
香川県	117,152	1.0	131,845	1.0	888,560	104.1	16 香川県	
愛媛県	165,734	1.5	195,544	1.5	847,557	99.3	20 愛媛県	
高知県	117,725	1.0	115,074	0.9	1,023,040	119.9	3 高知県	
福岡県	561,824	5.0	519,609	3.9	1,081,244	126.7	1 福岡県	
佐賀県	102,856	0.9	108,701	0.8	946,234	110.9	9 佐賀県	
長崎県	186,522	1.7	188,404	1.4	990,014	116.0	4 長崎県	
熊本県	229,627	2.0	244,636	1.8	938,647	110.0	10 熊本県	
大分県	151,031	1.3	160,875	1.2	938,811	110.0	10 大分県	
宮崎県	126,930	1.1	148,775	1.1	853,166	100.0	19 宮崎県	
鹿児島県	236,735	2.1	246,952	1.9	958,628	112.3	7 鹿児島県	
沖縄県	104,856	0.9	109,461	0.8	957,931	112.2	8 沖縄県	
最大	896,894	東京都	1,081,137	東京都	1,081,244	福岡県		
最小	67,459	鳥取県	83,333	鳥取県	702,778	新潟県		
最大/最小	13.3倍		13.0倍		1.54倍			

※資料：国民健康保険中央会「国保連合会審査支払業務統計」

※平成20年4月診療（5月請求分）～平成21年3月診療（4月請求分）までの12ヶ月間を集計したものである。

※「医療費」は、老人保健制度の月遅れ請求（平成20年3月以前の診療分）を含む。

※「1人当たり医療費」の全国は平均値を示す。

③県内市町別の医療費（平成20年度）

【図表 11】

（単位：人、件、円）

市町名	H20.4月～H21.2月 1ヶ月平均 被保険者数	療養の給付		1人当たり医療費	
		件数	医療費	年額（11ヶ月）	1ヶ月平均
宇都宮市	42,701	1,064,022	31,966,705,248	748,617	68,056
足利市	18,145	446,617	12,962,056,332	714,360	64,942
栃木市	10,073	254,869	6,667,776,342	661,945	60,177
佐野市	14,819	319,512	9,515,271,812	642,099	58,373
鹿沼市	12,289	266,745	8,143,168,924	662,639	60,240
日光市	12,624	259,725	9,209,666,088	729,536	66,321
小山市	13,297	325,666	8,978,131,764	675,200	61,382
真岡市	5,750	138,037	3,637,672,138	632,639	57,513
大田原市	8,765	185,560	5,763,253,732	657,530	59,775
矢板市	3,950	83,580	2,665,413,780	674,788	61,344
那須塩原市	10,158	225,578	6,779,147,810	667,370	60,670
さくら市	4,553	103,156	3,093,564,358	679,456	61,769
那須烏山市	4,739	88,193	2,676,349,492	564,750	51,341
下野市	5,262	127,990	3,582,296,732	680,786	61,890
上三川町	2,598	67,576	1,812,039,268	697,475	63,407
西方町	966	17,743	583,051,574	603,573	54,870
二宮町	2,269	55,469	1,331,181,752	586,682	53,335
益子町	2,871	66,879	1,737,697,564	605,259	55,024
茂木町	2,979	55,676	1,592,423,628	534,550	48,595
市貝町	1,555	31,776	872,380,872	561,017	51,002
芳賀町	2,246	46,824	1,368,190,362	609,168	55,379
壬生町	3,908	90,876	2,659,626,250	680,559	61,869
野木町	2,243	52,281	1,525,592,782	680,157	61,832
大平町	2,589	60,236	1,628,389,414	628,965	57,179
藤岡町	2,539	62,476	1,502,346,698	591,708	53,792
岩舟町	2,305	55,024	1,423,166,472	617,426	56,130
都賀町	1,583	34,566	992,439,974	626,936	56,994
塩谷町	1,983	38,717	1,271,396,556	641,148	58,286
高根沢町	3,100	67,410	2,065,723,142	666,362	60,578
那須町	3,812	84,086	2,599,530,882	681,934	61,994
那珂川町	3,342	75,944	1,834,809,270	549,015	49,910
合計	210,013	4,852,809	142,440,461,012	678,246	61,659

※後期高齢者医療制度における平成20年度は、平成20年4月診療（5月請求分）～平成21年2月診療（3月請求分）までの11ヶ月である。

※老人保健制度の月遅れ請求（平成20年3月以前の診療分）は含まない。

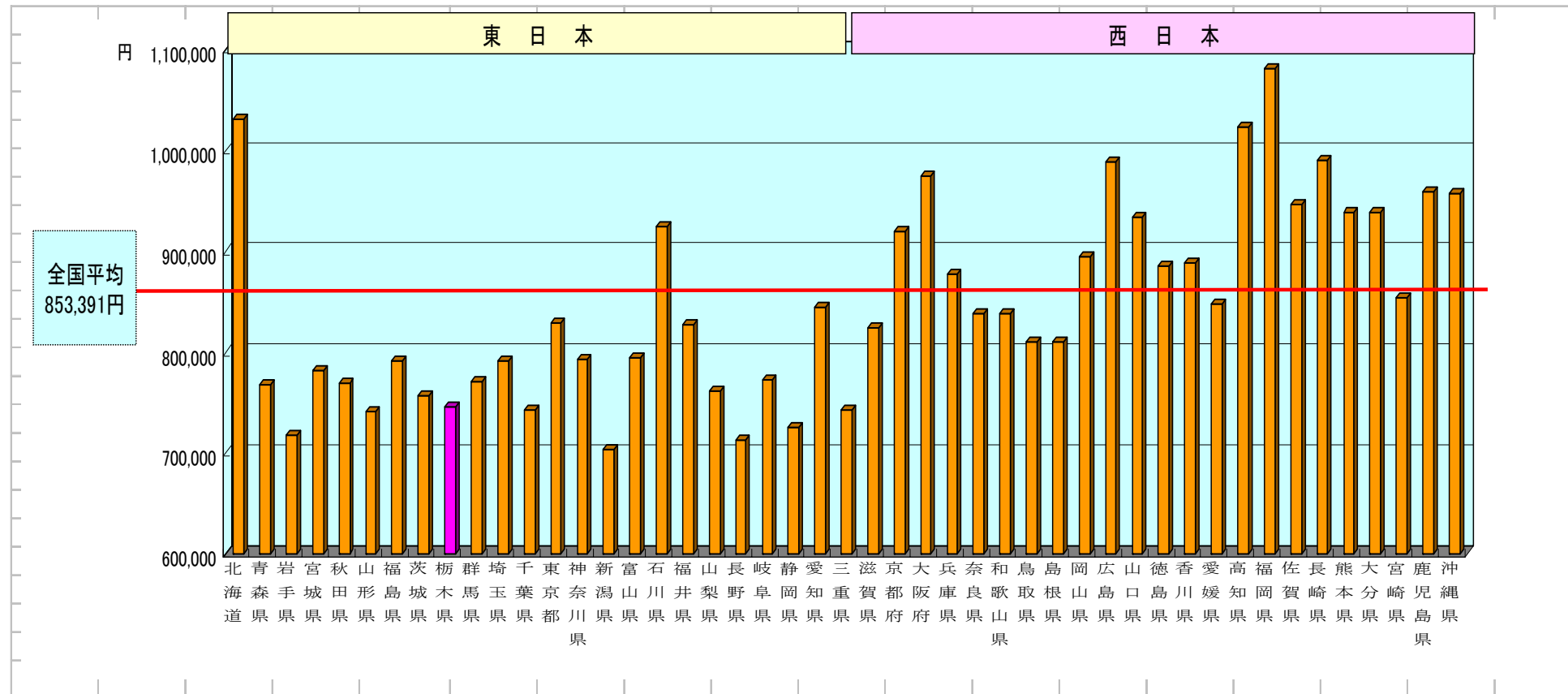
都道府県の被保険者1人当たり医療費（平成20年度）

※資料：国民健康保険中央会「国保連合会審査支払業務統計」

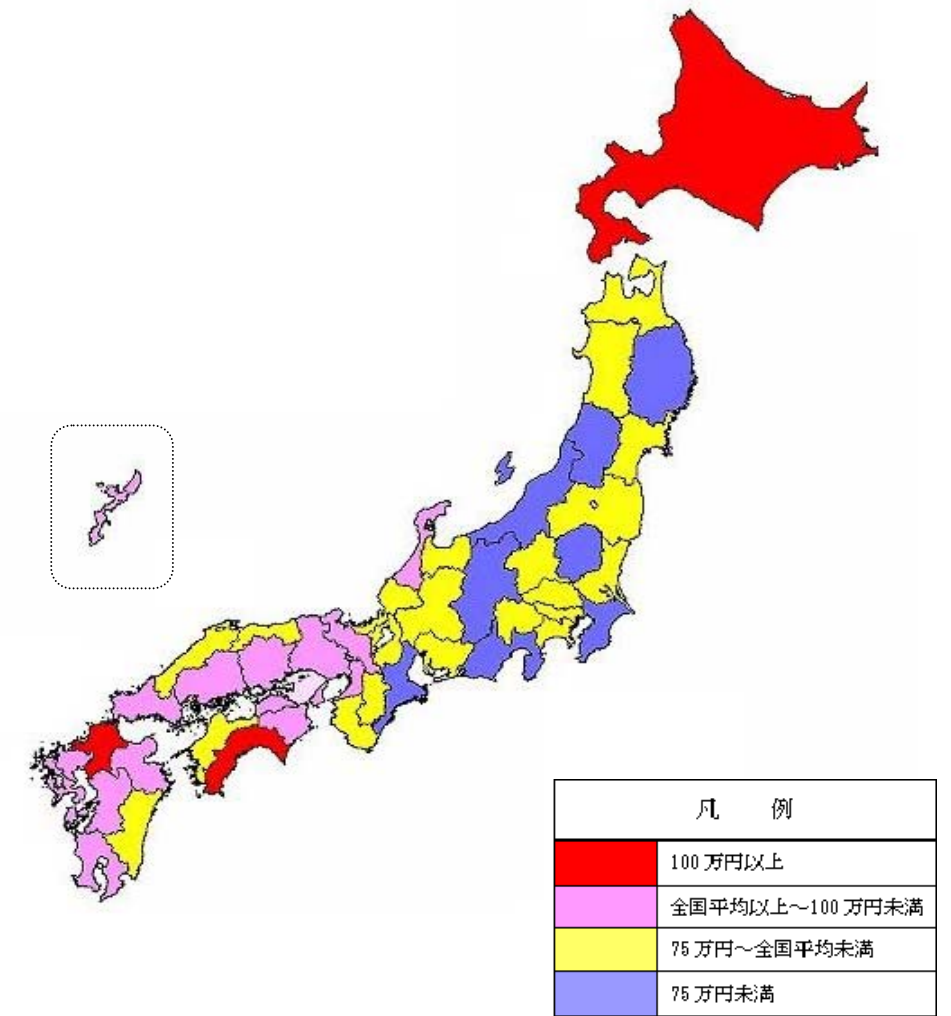
※平成20年4月から平成21年3月までの診療（12ヶ月分）を集計したものである。

※老人保健制度の月遅れ請求（平成20年3月以前の診療分）を含む。

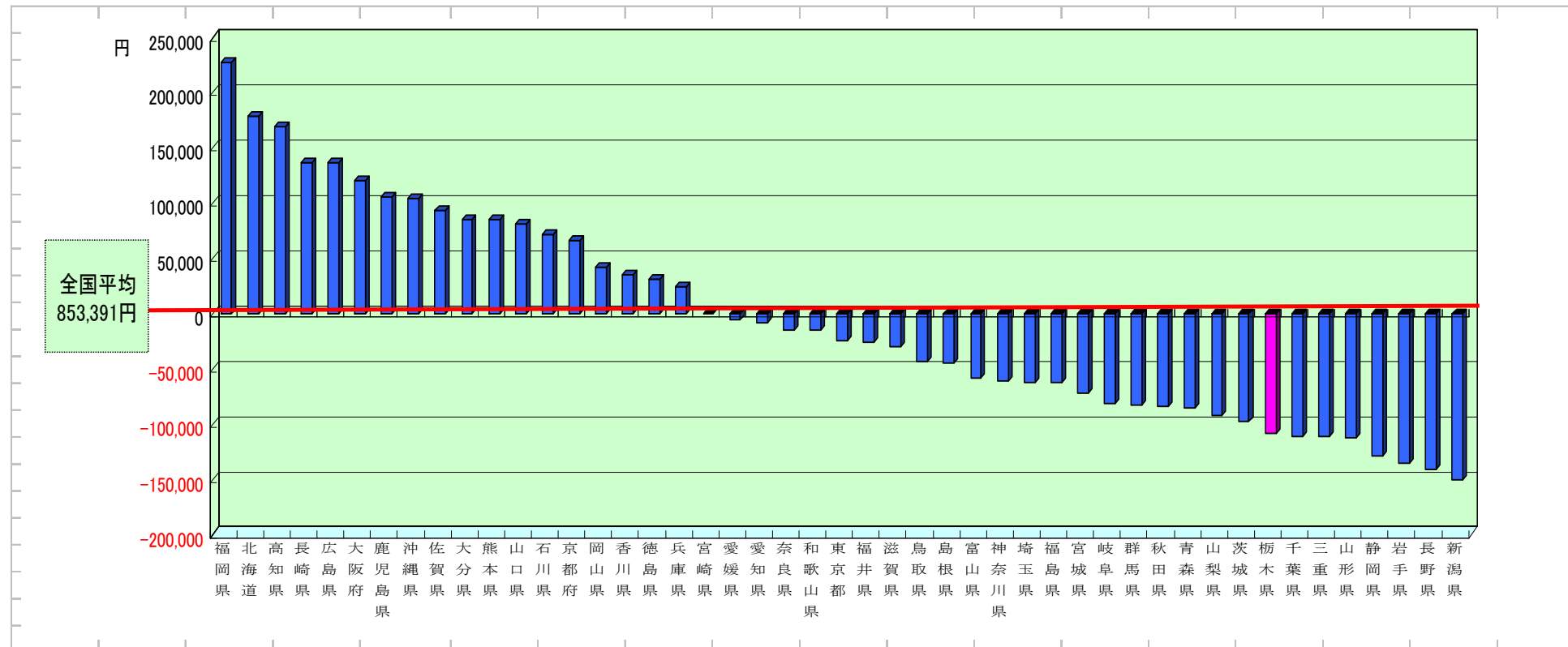
【図表12】 都道府県別1人当たり医療費



【図表14】 1人当たり医療費の色分け



【図表13】 1人当たり医療費の全国平均との差額



【図表15】 1人当たり医療費の順位表

(単位：円)

順位	都道府県	1人当たり医療費
1	福岡県	1,081,244
2	北海道	1,031,914
3	高知県	1,023,040
4	長崎県	990,014
5	広島県	989,658
6	大阪府	974,108
7	鹿児島県	958,628
8	沖縄県	957,931
9	佐賀県	946,234
10	大分県	938,811
11	熊本県	938,647
12	山口県	934,441
13	石川県	924,851
14	京都府	919,231
15	岡山県	894,726
16	香川県	888,560
17	徳島県	884,774
18	兵庫県	877,782
19	宮崎県	853,166
20	愛媛県	847,557
21	愛知県	845,163
22	奈良県	838,802
23	和歌山県	837,831
24	東京都	829,584
25	福井県	827,536
26	滋賀県	823,333
27	鳥取県	809,505
28	島根県	809,314
29	富山県	794,850
30	神奈川県	792,672
31	埼玉県	791,504
32	福島県	791,233
33	宮城県	781,389
34	岐阜県	772,303
35	群馬県	770,936
36	秋田県	768,860
37	青森県	768,169
38	山梨県	761,540
39	茨城県	756,370
40	栃木県	745,697
41	千葉県	742,967
42	三重県	742,083
43	山形県	741,360
44	静岡県	725,179
45	岩手県	717,365
46	長野県	712,147
47	新潟県	702,778

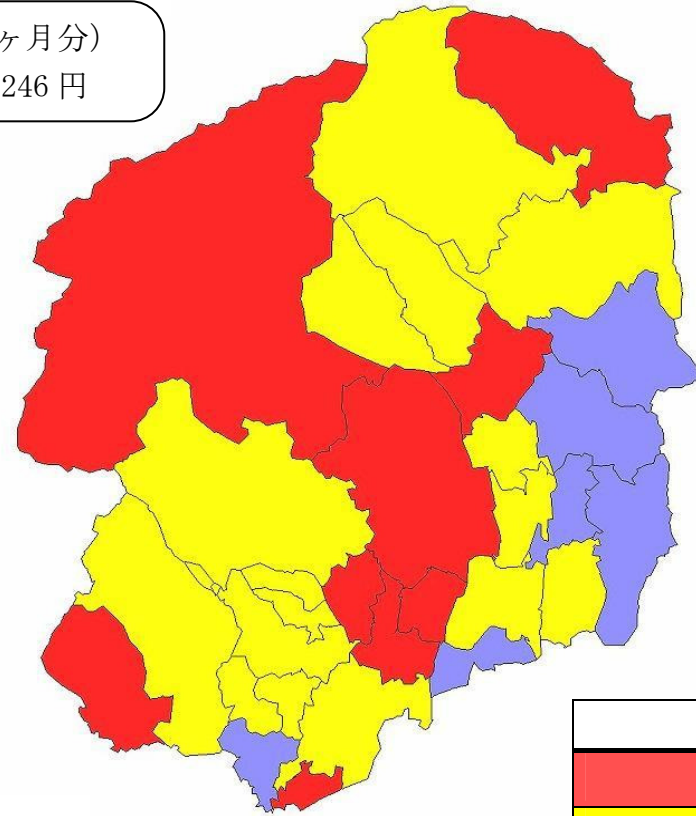
※福岡県/新潟県 = 1.54倍

県内市町の被保険者1人当たり医療費（平成20年度）

※平成20年4月から平成21年2月までの診療（11ヶ月分）を集計したものである。
 ※老人保健制度の月遅れ請求（平成20年3月以前の診療分）は含まない。

【図表16】1人当たり医療費の色分け

平成20年度（11ヶ月分）
 県内平均 678,246円



凡 例	
	県内平均以上
	60万円～平均未満
	60万円未満

【図表17】1人当たり医療費の順位表

順位	市町名	1人当たり医療費	順位	市町名	1人当たり医療費	順位	市町名	1人当たり医療費
1	宇都宮市	748,617	11	矢板市	674,788	21	都賀町	626,936
2	日光市	729,536	12	那須塩原市	667,370	22	岩舟町	617,426
3	足利市	714,360	13	高根沢町	666,362	23	芳賀町	609,168
4	上三川町	697,475	14	鹿沼市	662,639	24	益子町	605,259
5	那須町	681,934	15	栃木市	661,945	25	西方町	603,573
6	下野市	680,786	16	大田原市	657,530	26	藤岡町	591,708
7	壬生町	680,559	17	佐野市	642,099	27	二宮町	586,682
8	野木町	680,157	18	塩谷町	641,148	28	那須烏山市	564,750
9	さくら市	679,456	19	真岡市	632,639	29	市貝町	561,017
10	小山市	675,200	20	大平町	628,965	30	那珂川町	549,015
						31	茂木町	534,550

※宇都宮市／茂木町 = 1.40倍

④県内市町別の医療費（平成21年度）

【図表18】

(単位:件、%、円)

市町名	平成20年度		平成21年度（平成21年3月～8月診療分まで）			
	件数	医療費	件数	前年度比	医療費	前年度比
宇都宮市	1,064,022	31,966,705,248	612,018	57.5	18,425,962,432	57.6
足利市	446,617	12,962,056,332	251,948	56.4	7,654,881,278	59.1
栃木市	254,869	6,667,776,342	144,744	56.8	3,767,353,810	56.5
佐野市	319,512	9,515,271,812	183,908	57.6	5,244,605,130	55.1
鹿沼市	266,745	8,143,168,924	154,240	57.8	4,661,305,718	57.2
日光市	259,725	9,209,666,088	148,845	57.3	5,370,189,780	58.3
小山市	325,666	8,978,131,764	186,536	57.3	5,121,005,078	57.0
真岡市	138,037	3,637,672,138	105,163	76.2	2,768,304,284	76.1
大田原市	185,560	5,763,253,732	104,822	56.5	3,332,342,280	57.8
矢板市	83,580	2,665,413,780	45,098	54.0	1,487,693,700	55.8
那須塩原市	225,578	6,779,147,810	130,065	57.7	3,950,474,416	58.3
さくら市	103,156	3,093,564,358	56,831	55.1	1,786,631,136	57.8
那須烏山市	88,193	2,676,349,492	49,771	56.4	1,513,073,480	56.5
下野市	127,990	3,582,296,732	74,520	58.2	2,028,147,598	56.6
上三川町	67,576	1,812,039,268	39,115	57.9	1,062,591,734	58.6
西方町	17,743	583,051,574	9,787	55.2	301,095,076	51.6
二宮町	55,469	1,331,181,752	5,118	9.2	126,357,814	9.5
益子町	66,879	1,737,697,564	37,781	56.5	1,040,687,198	59.9
茂木町	55,676	1,592,423,628	31,202	56.0	867,332,538	54.5
市貝町	31,776	872,380,872	17,690	55.7	517,746,970	59.3
芳賀町	46,824	1,368,190,362	26,805	57.2	811,974,060	59.3
壬生町	90,876	2,659,626,250	51,549	56.7	1,567,464,204	58.9
野木町	52,281	1,525,592,782	29,242	55.9	799,575,190	52.4
大平町	60,236	1,628,389,414	34,995	58.1	945,327,252	58.1
藤岡町	62,476	1,502,346,698	34,903	55.9	861,088,874	57.3
岩舟町	55,024	1,423,166,472	31,086	56.5	810,476,516	56.9
都賀町	34,566	992,439,974	19,274	55.8	545,481,516	55.0
塩谷町	38,717	1,271,396,556	21,429	55.3	702,509,770	55.3
高根沢町	67,410	2,065,723,142	38,026	56.4	1,139,263,604	55.2
那須町	84,086	2,599,530,882	48,617	57.8	1,537,298,084	59.1
那珂川町	75,944	1,834,809,270	43,206	56.9	1,045,878,018	57.0
合計	4,852,809	142,440,461,012	2,768,334	57.0	81,794,118,538	57.4

※後期高齢者医療制度における平成20年度は、平成20年4月診療(5月請求分)～平成21年2月診療(3月請求分)までの11ヶ月である。

※老人保健制度の月遅れ請求(平成20年3月以前の診療分)は含まない。

⑤県内市町別の高額療養費（現金給付）

【図表 19】

(単位:件、%、円)

市町名	平成20年度		平成21年度（9月支給決定分まで）			
	件数	金額	件数	前年度比	金額	前年度比
宇都宮市	36,382	262,650,004	21,327	58.6	153,268,257	58.4
足利市	15,216	101,230,728	9,208	60.5	62,709,610	61.9
栃木市	7,246	50,413,367	4,360	60.2	30,040,258	59.6
佐野市	9,652	60,408,528	5,626	58.3	34,499,037	57.1
鹿沼市	7,279	46,225,273	4,273	58.7	27,819,454	60.2
日光市	9,490	57,059,615	5,744	60.5	34,081,543	59.7
小山市	9,240	62,278,295	5,452	59.0	36,856,190	59.2
真岡市	4,243	25,635,280	2,683	63.2	17,987,180	70.2
大田原市	5,722	29,999,816	3,511	61.4	21,931,770	73.1
矢板市	2,300	11,647,197	1,409	61.3	7,805,431	67.0
那須塩原市	6,728	42,502,960	3,953	58.8	27,409,901	64.5
さくら市	2,823	16,255,077	1,781	63.1	10,961,591	67.4
那須烏山市	2,485	16,633,552	1,538	61.9	10,487,174	63.0
下野市	3,409	22,380,689	1,925	56.5	13,496,165	60.3
上三川町	1,822	12,631,621	1,136	62.3	7,506,848	59.4
西方町	470	2,376,558	247	52.6	1,133,145	47.7
二宮町	196	1,907,997	—	—	—	—
益子町	1,512	9,898,217	1,102	72.9	7,201,853	72.8
茂木町	1,295	7,700,077	770	59.5	4,830,358	62.7
市貝町	827	5,109,410	491	59.4	3,251,253	63.6
芳賀町	1,098	6,447,345	712	64.8	4,057,543	62.9
壬生町	2,692	16,604,202	1,591	59.1	10,630,116	64.0
野木町	1,538	10,554,651	891	57.9	6,392,703	60.6
大平町	1,462	8,512,281	908	62.1	5,871,575	69.0
藤岡町	1,451	8,915,499	857	59.1	5,882,583	66.0
岩舟町	1,374	8,665,196	828	60.3	5,005,899	57.8
都賀町	864	5,371,689	612	70.8	3,424,897	63.8
塩谷町	1,066	6,464,612	598	56.1	3,853,144	59.6
高根沢町	1,971	11,879,006	1,149	58.3	7,347,226	61.9
那須町	2,539	14,535,675	1,616	63.6	9,474,839	65.2
那珂川町	1,608	9,949,808	964	60.0	5,961,329	59.9
合計	146,000	952,844,225	87,262	59.8	581,178,872	61.0

※高額療養費（現金給付）とは、月ごとの医療費のうち被保険者の自己負担額を個人または世帯単位で合計し、自己負担限度額を超えた金額を被保険者に給付するものである。

3 その他の給付の状況

(1) 療養費

【図表 20】

(単位:件、%、円)

市町名	平成20年度		平成21年度 (9月支給決定分まで)			
	件数	金額	件数	前年度比	金額	前年度比
宇都宮市	20,619	311,262,304	13,840	67.1	211,760,534	68.0
足利市	8,893	132,442,539	5,840	65.7	82,943,198	62.6
栃木市	3,286	53,635,084	2,208	67.2	35,142,513	65.5
佐野市	4,836	59,186,089	3,259	67.4	41,929,887	70.8
鹿沼市	4,928	71,651,396	2,937	59.6	43,058,292	60.1
日光市	3,295	40,140,892	2,241	68.0	28,429,183	70.8
小山市	5,027	73,977,944	3,649	72.6	55,664,757	75.2
真岡市	2,078	30,774,751	1,965	94.6	29,751,945	96.7
大田原市	2,880	31,177,193	1,858	64.5	19,679,410	63.1
矢板市	1,262	17,310,567	860	68.1	12,063,844	69.7
那須塩原市	2,958	40,036,563	1,958	66.2	25,624,613	64.0
さくら市	1,712	23,439,857	1,017	59.4	14,368,343	61.3
那須烏山市	1,910	26,487,414	1,257	65.8	16,499,418	62.3
下野市	2,026	28,433,372	1,337	66.0	19,549,607	68.8
上三川町	827	10,436,466	669	80.9	8,133,429	77.9
西方町	361	5,085,030	220	60.9	2,555,248	50.3
二宮町	750	11,038,105	—	—	—	—
益子町	1,844	29,520,564	1,304	70.7	21,586,946	73.1
茂木町	1,244	16,783,171	892	71.7	12,021,075	71.6
市貝町	601	8,156,304	368	61.2	4,630,898	56.8
芳賀町	671	7,722,074	456	68.0	5,526,219	71.6
壬生町	1,073	16,866,663	747	69.6	11,663,504	69.2
野木町	858	11,513,894	582	67.8	8,210,425	71.3
大平町	912	12,692,854	633	69.4	9,695,842	76.4
藤岡町	600	8,716,247	340	56.7	5,120,021	58.7
岩舟町	470	6,163,815	295	62.8	4,241,560	68.8
都賀町	625	11,936,058	382	61.1	7,251,453	60.8
塩谷町	680	10,332,053	419	61.6	6,244,444	60.4
高根沢町	746	11,560,029	513	68.8	7,170,164	62.0
那須町	683	8,209,689	450	65.9	5,901,135	71.9
那珂川町	986	17,323,648	653	66.2	11,114,165	64.2
合計	79,641	1,144,012,629	53,149	66.7	767,532,072	67.1

※療養費とは、柔道整復・はり・きゅう・あんま・マッサージ施術料、補装具購入費等の給付である。

(2) 葬祭費

【図表 21】

(単位:件、%、円)

市町名	平成20年度		平成21年度 (9月支給決定分まで)			
	件数	金額	件数	前年度比	金額	前年度比
宇都宮市	2,132	106,600,000	1,221	57.3	61,050,000	57.3
足利市	1,064	53,200,000	558	52.4	27,900,000	52.4
栃木市	536	26,800,000	260	48.5	13,000,000	48.5
佐野市	804	40,200,000	449	55.8	22,450,000	55.8
鹿沼市	591	29,550,000	428	72.4	21,400,000	72.4
日光市	701	35,050,000	353	50.4	17,650,000	50.4
小山市	702	35,100,000	380	54.1	19,000,000	54.1
真岡市	314	15,700,000	230	73.2	11,500,000	73.2
大田原市	460	23,000,000	207	45.0	10,350,000	45.0
矢板市	239	11,950,000	123	51.5	6,150,000	51.5
那須塩原市	524	26,200,000	278	53.1	13,900,000	53.1
さくら市	233	11,650,000	138	59.2	6,900,000	59.2
那須烏山市	260	13,000,000	132	50.8	6,600,000	50.8
下野市	257	12,850,000	159	61.9	7,950,000	61.9
上三川町	136	6,800,000	72	52.9	3,600,000	52.9
西方町	60	3,000,000	21	35.0	1,050,000	35.0
二宮町	147	7,350,000	—	—	—	—
益子町	158	7,900,000	100	63.3	5,000,000	63.3
茂木町	157	7,850,000	77	49.0	3,850,000	49.0
市貝町	81	4,050,000	61	75.3	3,050,000	75.3
芳賀町	109	5,450,000	69	63.3	3,450,000	63.3
壬生町	200	10,000,000	115	57.5	5,750,000	57.5
野木町	142	7,100,000	65	45.8	3,250,000	45.8
大平町	140	7,000,000	63	45.0	3,150,000	45.0
藤岡町	155	7,750,000	70	45.2	3,500,000	45.2
岩舟町	130	6,500,000	69	53.1	3,450,000	53.1
都賀町	87	4,350,000	52	59.8	2,600,000	59.8
塩谷町	102	5,100,000	37	36.3	1,850,000	36.3
高根沢町	183	9,150,000	77	42.1	3,850,000	42.1
那須町	172	8,600,000	105	61.0	5,250,000	61.0
那珂川町	152	7,600,000	79	52.0	3,950,000	52.0
合計	11,128	556,400,000	6,048	54.3	302,400,000	54.3

※1件当たり50,000円を給付するものである。

4 医療費通知の状況

【図表 22】

市町名	送付対象者数（人）				
	被保険者数 （人） H20.4.1現在	平成20年10月 発送分 （平成20年4月・ 5月診療分）	平成20年12月 発送分 （平成20年6月・ 7月診療分）	平成21年2月 発送分 （平成20年8月 ・9月診療分）	平成21年4月 発送分 （平成20年10月 ・11月診療分）
宇都宮市	42,137	37,696	37,893	37,891	38,232
足利市	18,055	15,842	15,892	15,953	16,063
栃木市	9,992	8,784	8,809	8,804	8,880
佐野市	14,663	12,641	12,727	12,731	12,843
鹿沼市	12,219	10,716	10,772	10,814	10,842
日光市	12,543	10,970	11,079	11,024	11,070
小山市	13,115	11,657	11,699	11,698	11,801
真岡市	5,709	4,947	4,973	4,943	7,010
大田原市	8,687	7,641	7,731	7,679	7,761
矢板市	3,919	3,408	3,432	3,432	3,446
那須塩原市	9,966	8,789	8,877	8,872	8,928
さくら市	4,529	4,020	4,029	4,005	4,041
那須烏山市	4,734	4,151	4,163	4,161	4,216
下野市	5,161	4,595	4,662	4,648	4,703
上三川町	2,560	2,305	2,324	2,315	2,329
西方町	960	836	841	843	837
二宮町	2,247	2,000	1,995	2,000	—
益子町	2,827	2,501	2,514	2,537	2,528
茂木町	2,974	2,558	2,556	2,588	2,587
市貝町	1,543	1,355	1,345	1,356	1,352
芳賀町	2,217	1,961	1,964	1,982	1,983
壬生町	3,871	3,456	3,477	3,451	3,495
野木町	2,229	1,959	1,971	1,946	1,966
大平町	2,564	2,231	2,235	2,218	2,244
藤岡町	2,524	2,226	2,225	2,240	2,244
岩舟町	2,289	2,003	2,011	2,002	2,033
都賀町	1,584	1,374	1,375	1,382	1,368
塩谷町	1,964	1,722	1,753	1,744	1,764
高根沢町	3,077	2,690	2,685	2,679	2,697
那須町	3,785	3,259	3,295	3,282	3,340
那珂川町	3,311	2,904	2,901	2,917	2,921
合計	207,955	183,197	184,205	184,137	185,524

※送付対象者数…医療機関等を受診した被保険者数

※平成20年度は、3回（10・12・2月）送付した。

※平成21年度は、6回（4・6・8・10・12・2月）送付する。

送付対象者数 (人)			市町名
平成 21 年 6 月 発送分 (平成 20 年 12 月・ 平成 21 年 1 月診療分)	平成 21 年 8 月 発送分 (平成 21 年 2 月・ 3 月診療分)	被保険者数 (人) H21.3.31 現在	
38,599	39,035	43,602	宇都宮市
16,219	16,322	18,470	足利市
8,972	9,041	10,237	栃木市
12,995	13,093	15,057	佐野市
10,903	10,960	12,445	鹿沼市
11,133	11,261	12,847	日光市
11,884	12,004	13,543	小山市
7,120	7,137	8,142	真岡市
7,786	7,866	8,873	大田原市
3,428	3,478	3,998	矢板市
9,043	9,098	10,396	那須塩原市
4,041	4,063	4,583	さくら市
4,221	4,237	4,766	那須烏山市
4,720	4,774	5,359	下野市
2,356	2,377	2,645	上三川町
847	844	956	西方町
—	—	—	二宮町
2,553	2,584	2,904	益子町
2,617	2,614	3,024	茂木町
1,373	1,386	1,576	市貝町
2,014	2,032	2,288	芳賀町
3,523	3,555	3,983	壬生町
1,971	1,994	2,266	野木町
2,302	2,332	2,620	大平町
2,255	2,272	2,552	藤岡町
2,038	2,038	2,325	岩舟町
1,377	1,377	1,591	都賀町
1,769	1,791	2,019	塩谷町
2,712	2,716	3,123	高根沢町
3,364	3,404	3,893	那須町
2,921	2,957	3,383	那珂川町
187,056	188,642	213,466	合 計

5 後期高齢者健康診査

(1) 平成20年度健康診査実施状況

【図表23】

市 町 名	被保険者数 (人)	受 診 者 数			実 施 期 間
		集 団 (人)	個 別 (人)	計 (人)	
宇都宮市	42,137	1,273	5,034	6,307	4月～ 3月
足利市	18,055	-	4,577	4,577	7月～ 12月
栃木市	9,992	-	1,092	1,092	8月～ 3月
佐野市	14,663	700	1,323	2,023	5月～ 2月
鹿沼市	12,219	-	3,084	3,084	6月～ 2月
日光市	12,543	2,004	183	2,187	6月～ 12月
小山市	13,115	693	3,523	4,216	5月～ 12月
真岡市	5,709	180	1,013	1,193	4月～ 12月
大田原市	8,687	1,313	15	1,328	4月～ 2月
矢板市	3,919	-	591	591	6月～ 3月
那須塩原市	9,966	1,241	678	1,919	4月～ 3月
さくら市	4,529	735	-	735	6月～ 11月
那須烏山市	4,734	286	1,855	2,141	5月～ 12月
下野市	5,161	-	1,679	1,679	6月～ 10月
上三川町	2,560	9	1,243	1,252	7月～ 2月
西方町	960	31	35	66	6月～ 12月
二宮町	2,247	210	-	210	7月～ 10月
益子町	2,827	113	-	113	6月～ 10月
茂木町	2,974	35	-	35	4月～ 11月
市貝町	1,543	66	-	66	5月～ 11月
芳賀町	2,217	261	-	261	6月～ 11月
壬生町	3,871	359	39	398	5月～ 12月
野木町	2,229	134	78	212	4月～ 3月
大平町	2,564	-	583	583	6月～ 3月
藤岡町	2,524	109	-	109	5月～ 12月
岩舟町	2,289	68	-	68	4月～ 12月
都賀町	1,584	199	-	199	5月～ 1月
塩谷町	1,964	-	821	821	6月～ 12月
高根沢町	3,077	362	-	362	6月～ 12月
那須町	3,785	529	-	529	5月～ 12月
那珂川町	3,311	424	829	1,253	6月～ 11月
合 計	207,955	11,334	28,275	39,609	

被保険者数	207,955人	受診者数	39,609人	受診率	19.05%
-------	----------	------	---------	-----	--------

※「被保険者数」・・・平成20年4月1日現在の後期高齢者医療被保険者数

※「受診率」・・・健診受診者数を被保険者数で除して算出

※「集団」・・・健診の日時及び場所（保健センター等）を指定して行う形態

※「個別」・・・医療機関等において、個別に健診を行う形態

(2) 平成21年度健康診査実施計画

【図表24】

市 町 名	被保険者数 (人)	受診見込(計画)数			実 施 期 間
		集 団(人)	個 別(人)	計 (人)	
宇都宮市	43,602	1,100	12,100	13,200	5月～ 3月
足利市	18,470	-	4,650	4,650	6月～12月
栃木市	10,237	-	2,000	2,000	6月～ 1月
佐野市	15,057	900	2,100	3,000	6月～ 2月
鹿沼市	12,445	308	3,850	4,158	6月～12月
日光市	12,847	1,965	613	2,578	4月～12月
小山市	13,543	760	3,980	4,740	5月～12月
真岡市	8,142	391	1,170	1,561	4月～12月
大田原市	8,873	1,880	124	2,004	4月～ 2月
矢板市	3,998	700	600	1,300	5月～ 3月
那須塩原市	10,396	1,340	660	2,000	4月～ 3月
さくら市	4,583	1,103	-	1,103	5月～11月
那須烏山市	4,766	400	1,900	2,300	5月～12月
下野市	5,359	-	2,000	2,000	6月～ 1月
上三川町	2,645	4	1,233	1,237	7月～12月
西方町	956	90	90	180	6月～12月
益子町	2,904	245	-	245	6月～11月
茂木町	3,024	200	-	200	5月～12月
市貝町	1,576	157	-	157	5月～11月
芳賀町	2,288	330	-	330	6月～11月
壬生町	3,983	542	195	737	5月～ 2月
野木町	2,266	150	50	200	4月～12月
大平町	2,620	0	1,003	1,003	6月～ 3月
藤岡町	2,552	183	-	183	4月～ 1月
岩舟町	2,325	317	-	317	4月～12月
都賀町	1,591	264	-	264	5月～ 1月
塩谷町	2,019	-	840	840	6月～12月
高根沢町	3,123	456	-	456	6月～12月
那須町	3,893	547	-	547	5月～11月
那珂川町	3,383	411	846	1,257	6月～11月
合 計	213,466	14,743	40,004	54,747	

被保険者数	213,466人	受診者数	54,747人	受診率	25.65%
-------	----------	------	---------	-----	--------

※「被保険者数」・・・平成21年4月1日現在の後期高齢者医療被保険者数

※「受診見込率」・・・健診受診見込数を被保険者数で除して算出

※「集団」・・・健診の日時及び場所(保健センター等)を指定して行う形態

※「個別」・・・医療機関等において、個別に健診を行う形態

6 広報活動の実施状況

平成20年度は、施行当初に制度の周知不足や高齢者の心情への配慮を欠いたとの批判等、大きな混乱を招いたことから、市町と連携し、県内各地で制度説明会を実施した。

また、低所得者に対する保険料軽減等の特別対策について、パンフレットを作成し、県内全戸に新聞折込みを実施して周知活動に努めた。

(1) 平成21年度の実施状況

① 広報資料の作成

保険料の均等割8.5割軽減が延長したことを書き加えたパンフレットの改訂版を作成し、被保険者証の一斉更新にあわせて被保険者全員に配布したほか、窓口相談用として拡大版パンフレットを作成し、市町へ配布するなど、周知活動に努めた。

- ・パンフレット(平成21年6月改訂)
- ・パンフレット拡大版
- ・ジェネリック医薬品のリーフレット及び医薬品希望カード

② 制度説明会

説明会名	開催日	場所	対象者数
県老連大学校研修会	9月9日	とちぎ健康の森	約40名

③ ラジオ広報

番組名 「長寿医療ひとくちメモ」(栃木放送 CRT モーニングタイムス番組内)

放送時間 午前7時50分～(約3分)

放送回	日付	内容
1	6/29(月)	制度概要について
2	/30(火)	保険料についてI
3	7/1(水)	保険料についてII
4	/2(木)	限度額適用・標準負担額減額認定のお知らせ
5	/3(金)	基準収入額適用申請のお知らせ
6	/6(月)	健康診査について
7	/7(火)	被保険者証の一斉更新について
8	/8(水)	ジェネリック医薬品希望カード配布について
9	/9(木)	保険証の詐取事件について
10	/10(金)	保険料納付のお願いについて

○今後は、11月頃と平成22年3月頃に放送する予定。

④ ホームページの活用

- ・ラジオ広報の放送内容と音声を掲載
- ・被保険者証の詐取の注意喚起

Ⅲ 平成22、23年度の
保険料について

1 平成22、23年度の保険料について

算定のスケジュール

年 月	国	広域連合
平成 21 年 7 月	○新保険料率算定に係るスケジュール等の提示 ○広域連合からの要望・意見を踏まえ、新保険料率の算定に使用する数値についての考え方の提示	○国から提示されたスケジュール等に基づき、新保険料率の算定に係る要望・意見提出
8 月		
9 月	○新保険料率の算定に使用する暫定数値（※1）の提示（概算要求時使用数値）	
10 月		○標準システムを利用した新保険料率の試算
11 月	○広域連合が提供した数値を基に、改定前後の保険料額等を比較（全国規模・広域連合単位）	○第4回運営懇談会開催（4日） ○新保険料率の試算結果を国へ報告
12 月	○次期財政運営期間における後期高齢者負担率（※2）の決定・政令改正 ○診療報酬改定率の決定 ○新保険料率の算定に使用する確定数値の提示	○新保険料率の再試算
平成 22 年 1 月		○新保険料率の算定結果を国へ報告 ○保険料負担金を市町へ提示 ○平成 22 年度当初予算案編成・確定
2 月		○平成 22 年第 1 回広域連合議会定例会開催（9日） ・予算案の議決と条例改正 ○広報の開始

※1 暫定数値

	平成 22 年度	平成 23 年度
①被保険者数の伸び率	7.6%	11.7%
②被保険者一人当たり医療費の伸び率	12.5%	14.3%
③医療給付費の伸び率	21.1%	28.0%
④調整交付金の算定に係る補正係数	0.9754	0.9764
⑤後期高齢者負担率	10.26%	

※2 後期高齢者負担率…高齢者の保険料による負担割合（現役世代の人口割合の減少に応じて増えるもの。）

保 険 料 額 の 算 定 (暫 定 額)

(費用内訳)

(収入内訳)

費 用 項 目	収 入 項 目																																					
<p>①医療給付費 3,252億円</p> <p>平成22年度 医療給付費 1,581億円 (H20の実績×伸び率 21.1%)</p> <p>平成23年度 医療給付費 1,671億円 (H20の実績×伸び率 28.0%)</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考)</p> <p>①の医療給付費を医療費(自己負担分を含む)に換算してみると (被保険者数) (1人当たり医療費)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">平成22年度</td> <td style="width: 15%;">1,727億円</td> <td style="width: 15%;">226,284 人</td> <td style="width: 10%;">×</td> <td style="width: 15%;">763,027 円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>1,821億円</td> <td>234,906 人</td> <td>×</td> <td>775,235 円</td> </tr> </table> </div>	平成22年度	1,727億円	226,284 人	×	763,027 円	平成23年度	1,821億円	234,906 人	×	775,235 円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">公 費</td> <td style="text-align: center;">25%</td> <td style="text-align: center;">国負担金</td> <td style="text-align: right;">777億円</td> <td>定率の国負担</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8%</td> <td style="text-align: center;">国調整交付金</td> <td style="text-align: right;">285億円</td> <td>広域連合間の財政調整 (広域連合間の所得格差による不均衡を所得係数を使って調整する。所得係数とは「広域連合1人当たりの所得」÷「全国1人当たりの所得」により算出)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8%</td> <td style="text-align: center;">県負担金</td> <td style="text-align: right;">264億円</td> <td>定率の県負担</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8%</td> <td style="text-align: center;">市町負担金</td> <td style="text-align: right;">257億円</td> <td>定率の市町負担</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">後 期 支 援 金</td> <td style="text-align: center;">40%</td> <td style="text-align: center;">後期高齢者交付金</td> <td style="text-align: right;">1,379億円</td> <td>現役世代からの支援金 (現役世代の減少率を反映させて、現役世代の負担が重くならないよう、約4割を上限として調整する。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">後 の 期 保 険 料 者</td> <td style="text-align: center;">10%</td> <td style="text-align: center;">保 険 料</td> <td style="text-align: right;">293億円</td> <td></td> </tr> </table>	公 費	25%	国負担金	777億円	定率の国負担	8%	国調整交付金	285億円	広域連合間の財政調整 (広域連合間の所得格差による不均衡を所得係数を使って調整する。所得係数とは「広域連合1人当たりの所得」÷「全国1人当たりの所得」により算出)	8%	県負担金	264億円	定率の県負担	8%	市町負担金	257億円	定率の市町負担	後 期 支 援 金	40%	後期高齢者交付金	1,379億円	現役世代からの支援金 (現役世代の減少率を反映させて、現役世代の負担が重くならないよう、約4割を上限として調整する。)	後 の 期 保 険 料 者	10%	保 険 料	293億円	
平成22年度	1,727億円	226,284 人	×	763,027 円																																		
平成23年度	1,821億円	234,906 人	×	775,235 円																																		
公 費	25%	国負担金	777億円	定率の国負担																																		
	8%	国調整交付金	285億円	広域連合間の財政調整 (広域連合間の所得格差による不均衡を所得係数を使って調整する。所得係数とは「広域連合1人当たりの所得」÷「全国1人当たりの所得」により算出)																																		
	8%	県負担金	264億円	定率の県負担																																		
	8%	市町負担金	257億円	定率の市町負担																																		
後 期 支 援 金	40%	後期高齢者交付金	1,379億円	現役世代からの支援金 (現役世代の減少率を反映させて、現役世代の負担が重くならないよう、約4割を上限として調整する。)																																		
後 の 期 保 険 料 者	10%	保 険 料	293億円																																			
<p>②財政安定化基金拠出金 3億円</p> <p style="font-size: small;">財政安定化基金拠出率 医療給付費3,252億円×0.09% ※国が提示した拠出率</p>																																						
<p>③保健事業(健康診査) 5億円</p> <p style="font-size: small;">健診費@2,286円 ※×461,190人(H22,23の被保険者数)×受診率30% +事務費@300円 ※×461,190人 ※H21年度計画における平均単価</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">324億円</p> <p style="margin: 5px 0;">保 険 料</p> <p style="font-size: 24px; margin: 0;">31億円</p> </div> <p style="font-size: 12px; margin-top: 10px;">賦課総額 332億円 (324億円÷収納率97.6%)</p>																																					
<p>④葬祭費 14億円</p> <p style="font-size: small;">葬祭費@50,000円 ※×28,225人(H22,23の見込人数) ※現行単価</p>																																						
<p>⑤審査支払手数料 12億円</p> <p style="font-size: small;">手数料@101円 ※×25.2件(1人当たり年間レセプト件数) ×461,190人(H22,23の被保険者数) ※現行単価であり協議中</p>																																						

合 計 3,286億円

※億単位表記のため、積算根拠と一致しない部分がある。

参考

	1人当たり保険料(現行) ※保険料軽減前
年 額	69,600円
月 額	5,800円

	1人当たり保険料 ※保険料軽減前
年 額	72,100円
月 額	6,008円

後期高齢者医療制度に関する意見書

後期高齢者医療制度は、本格的な高齢社会において増大する高齢者の医療費を社会全体で支え合うために、従来の老人保健制度に代わって導入された制度である。

本制度は10年以上の議論を経て、平成18年6月に法改正がなされたものである。しかし、政省令等の整備の関係もあり、実質的に新たな制度の周知を開始する時期が遅れ、制度施行当初には広報不足との批判と保険料に対する不満が、窓口である広域連合及び市町村に集中し、大きな混乱が生じたところである。

このような状況を踏まえ、国においては特別対策を講じ、被保険者と直に接する広域連合と市町村が、着実かつきめ細やかな対応に努めたこともあって、今日ではようやく制度が定着しつつある。

国は、後期高齢者医療制度を廃止し、「被用者保険と国民健康保険を段階的に統合して、将来、地域保険として一元的運用を図る」こととしている。

しかしながら、現行制度を性急に廃止することとなれば、制度構築に要した広域連合及び市町村の多額の経費と努力を無にするだけでなく、高齢者をはじめとする国民、医療機関及び地方公共団体の現場に再び混乱を招くとともに、安心かつ安定的な医療の提供に支障を来すことが懸念されるところである。

よって、国においては、以下の事項を十分配慮されるよう強く要望する。

記

- 1 現行制度はその定着と安定的な運営がなされつつあることから、今後、地域保険として一元的運用が図られるまでの間は、これを堅持すること。
- 2 医療保険制度の一元的運用に係る検討を行うに当たっては、現行制度の運営主体である広域連合及び市町村の意見を十分尊重するとともに、後期高齢者を交えて検討し、併せて、その過程をできる限り明らかにすること。
- 3 高齢社会の進展に伴い老人医療費の増大は避けられず、今後、医療保険制度の一元的運用が図られたとしても、増大する医療費分は国民が負うこととなることについて、十分に国民の理解を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年10月23日

栃木県後期高齢者医療広域連合議会

内閣総理大臣	鳩山由紀夫	} 様
厚生労働大臣	長妻昭	
衆議院議長	横路孝弘	
参議院議長	江田五月	